

# 平成20年第5回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次 （輝くふるさと常任委員会）

## 【開 会】

## 【議案第1号～議案第6号の議案審議】

- 日程第1 議案第1号 葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
制定の専決処分に関し承認を求めることについて・・・・・・・・・・ 1
- 日程第2 議案第2号 葛巻町町税条例の一部を変更する条例制定の専決処分に関  
し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 日程第3 議案第3号 平成20年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 7
- 日程第4 議案第4号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 15
- 日程第5 議案第5号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 16
- 日程第6 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 16

平成20年第5回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成20年5月29日(木)					
招集年月日	平成20年6月18日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成20年6月18日～平成20年6月23日 6日間					
会議の月日	平成20年6月18日(水) 開会13時00分 閉会15時03分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄		4 番	小谷地 喜代治	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 淵 文雄
	副 町 長	觸 澤 義美	教育委員会教育次長	近 藤 勝 義
	教 育 長	村 木 登	病院事務局長	鳩 岡 修
	監 査 委 員		農業委員会事務局長	荒 谷 重
	総務企画課長	野 頭 諭	総務企画課総務室長	村 中 英 治
	住民会計課長	村 上 久 男	総務企画課総合政策室長	丹 内 勉
	健康福祉課長	山 形 米 蔵	総務企画課財政係長	大久保 栄 作
農林環境エネルギー課長	入 月 俊 昭			

( 開会時刻 10時00分 )

委員長 ( 高宮一明君 )

あいさつをします。ご苦勞様です。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

最初に日程第1、議案第1号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の一部改正では被扶養者の方々の被保険者に係る普通徴収というようなことになっているわけです。これは大変、私から言わせれば、これまで社会保険の被扶養者であったような方々、そういったような方々は、当初から10月までは保険料は免除されるというようなお話は伺ってきております。しかも後期高齢者医療の条例につきましては、既に3月の定例議会でも審議が行われております。それで、このような時期に、しかも3月31日に専決処分をしなければならなかった理由は何だったのか。その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

委員長 ( 高宮一明君 )

住民会計課長。

住民会計課長 ( 村上久男君 )

議案第1号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございますが、今回附則の一部を追加したものでございますが、ただいまご質問をいただきましたように、本来でありますと3月定例会におきまして、この附則におきましては整備をいたしまして、社会保険等の被扶養者に当たる方々につきましては、9月までは減免、10月以降につきましては20分の19を減額いたしまして、20分の1を保険料として納めていただくというふうなことにつきましては、岩手県の後期高齢者医療制度、岩手県広域連合と申し上げますけれども、広域連合の条例の中でも既に決まっていたものでございます。誠にもって申し訳なく思っておりますが、本条例の附則につきましては3月定例会において既に提案し、議論をいただくべき内容のものであったと思います。しかしながら、事務的な処理、不備な点につきまして、3月27日の臨時議会終了後に発覚をいたしまして、急ぎよ整備をしなければならない、広域連合の条例に併せた整備をし、社会保険等の被保険者の方々に対する減額措置というものを実施していかなければならないというふうな事情がありました。

そういうようなことで、誠にもって、今回の議案につきましては不備でありましたこ

とをお詫びしながら、町民のそういう対象者の方々にも対応していかなければならなかったというふうな事情等もございましたので、よろしくご理解をいただきたいと思ます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

こういったような部分では、制度が成立する場合には準則等が流れてきているというふうに、私は考えているわけではございますけども、今はこういったような準則みたいなのは流れてきていなくて落としたのか。そのあたりの中身はどのようなことだったのか。そして、もしも、これは平成20年度の特例でございます。従いまして、この規定がなかったとしたならば、普通徴収がこのようにできなかったということになってくるわけです。ですから、そのことの重大性を考えますと、やはり私から言わせますと、最初にこういったような条例提案をする部分については周到な、やはり内容を吟味した上で提案するべきではないかなど、私はこのように思います。そういったようなことで、まず準則がこなかったのか。それからまた、この規定をもし漏らしていたならば、どのような事態になったのか。2点について、どのような形でこういったようなことを処理したのかなというふうには、私は大変心配するものでございしますが、その点お伺いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

本条例の制定に当たりましては迅速、あるいは岩手県広域連合の方からは何度も事務の打ち合わせ、あるいはそういう情報のやりとりというようなものはあったというふうに伺っているところでございます。しかしながら、初めての制度であったと、後期医療制度の初めての実施であったというふうなこと等、何度もやりとりする中におきまして漏らしてしまったというふうなことだろうというふうに思っているところでございます。

この制度が整備されていなかった場合には、普通徴収、特別徴収、いずれかに該当する方々につきましては徴収することとなったものと思ますし、普通徴収になる方々につきましては、今度7月から普通徴収の納付が始まりますが、そういう該当者になったものというふうに思っております。以上でございします。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

## 柴田勇雄委員

この制度については本当に出始めから、いろいろ課題の多い制度でございます。町当局もご案内のとおり、この高齢者医療につきましては、その賦課については広域連合がすることとなっております。徴収することについては各市町村長がやらなければならないというふうになっているわけです。ですから、やはりこういったような部分については絶対間違いのあってはならない、私は条例ではないのかなど、このように思っております。十分こういったような形での条例の漏れがないような、やはりそういったような対策を練らなければ駄目ではないのかなど、ここで指摘したいのですがいかがでしょうか。

## 委員長（高宮一明君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

私からもお詫びを申し上げますが、今住民会計課長からも申しあげましたように、今回の後期高齢者の制度につきましては、3月の議会のギリギリまで、先ほども申しあげましたようなやりとりをしたところでございます。準則等につきましても、そういう中で、しょっちゅう変更があるといえますか、方針が定まらないままに、あらかじめの情報というようなことの中で伺ったりして、それに基づいて準備を進めてきた経緯がございまして、今住民会計課長から申しあげましたように、そういう点で本当に、とはいいながらも、その規程を、このような不備な形の中で3月定例会に提案したということに對しまして、深くお詫び申し上げます。今後こういう部分につきましても、十分精査いたしまして、かかることのないように対応させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

## 委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に日程第2、議案第2号、葛巻町町税条例の一部を変更する条例制定の専決処分に

関し承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

2点ほどお尋ねいたします。

ページ数でいきますと13、14、15ページにかけて表が、こちらの方に掲げているわけですが、中身を見ますと、これまでの条例では金額が高い順番、それから新しい条例の改正案では金額の少ない方の順、中身は少し変わっているようですが、全く金額の入れ替えだけの、私は感じがいたすわけですが、この入れ替えなければならなかった理由はどのようなものだったのかを、まず第1点としてお伺いしたいと思います。

それからまた、16ページには税額控除というようなことで、これについては町長の行政報告の中でも先んじて、こういったような制度を取り入れたというふうな発言がございましたけども、今回制度として、このような税額控除ができるというのができております。

こういったような、せっかく税金の税額控除の制度ができて、その寄附をする方々が、この制度を分からなければ、なかなか、こういったような制度も進まないのではないのかなど。

今葛巻では新エネルギーとか環境とか森林の振興方策においてはあるわけではございますけれども、そのほかにも、やはり指定寄附というふうなものも考えられるわけですが、こういったような寄附金の税額制度を町民の方々に周知する方策としては、どのようなものを考えておられるのか。そういったようなところについてお伺いしたいと思えますし、それからまた、この寄附金控除を受けるというふうなことになりますと、手続き上この寄附をした方々がどのような形で各行政機関の方に手続きをすればいいのか、その辺についても内容をお知らせいただきたいと、このように思います。

#### 委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

#### 住民会計課長（村上久男君）

最初の質問でございますが、32条の均等割の税率の区分から、法人等の区分に応じたというふうなことで、表が改正されておりますが、この内容につきまして少し説明をさせていただきます。今回法人等から法人という表現になっておりますが、これは公益法人制度改革等によりまして、平成18年でしたか、制度の改正がございまして、今後法人等は社団法人、あるいは一般社団法人、財団法人、それから公益社団法人、財団法人、4種類のいずれかに移行しなければならないという制度改革等がございまして、併せて法人という表現にさせていただきました。

その中に法人税の均等割の税率につきまして表が、従来は税率で高い方から順番に並べてあったものでございますが、今回改正いたしまして税率の低い方、年額50,000円

の方からに並べ替えてございます。これにつきましては今回の地方税法が改正されたことによります、その地方税法の312条でしたか、が改正され、表が地方税法の中で、こういうふうに入れ替えとなっております。そういうふうなことで率の低い方から、そういうことに入れ替えになったということで、本条例におきましても、そういう表現にさせていただいたものでございますが、その額の内容等につきましては特段変化があるものではなく、町内の法人税等課されている法人等につきましては、特に変更等が生ずるものではないというふうに考えているものでございます。

それから、ふるさと納税制度の内容につきましてご質問がございましたので、これにつきまして若干ご説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、町長の行政報告の中、あるいは税条例の概要等の中でも触れたところでございますが、住民の福祉の増進に寄与する寄附金につきまして、都道府県、あるいは市町村の条例等で定めるものを今回追加したというような内容のものでございまして、主な特徴点といたしますと、従来の寄附金制度に対しましては控除の制度といたしますか、寄附した額を控除して税の賦課計算をするというふうな方法をとっておったものでございますが、今回は税額控除方式ということで、税金を直接引き下げるというような方法をとったものでございまして、寄附金控除の対象限度額を総所得金額、従来25パーセントでありましたものを30パーセントまで引き上げるというふうな内容のものでございますし、また、その寄附金控除の適用限度額を従来100,000円からになっておったものを5,000円からというふうなことで引き下げたというふうな内容のものでございます。なお、所得税につきましては、限界税率の10パーセントを上限としておりますし、住民税につきましては寄附が5,000円を超える場合、超える金額に90パーセントから所得税の限界税率を控除した率に乗じた金額というふうになっているものでございまして、住民税所得割額の10パーセントが限度となっているものでございます。なお、所得税につきましては、当年度寄附を行った年分の所得税から還付するというふうなものでございまして、所得税につきましては、その年度において還付いたしますが、住民税におきましては、寄附を行った次の年の住民税において税金が控除されてくるという内容になっているものでございます。とりあえず、ここまで答弁させていただきます。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

3点目の町民等へのふるさと納税等のPRの方法についてのご質問でございますけれども、現在ホームページの中で、当町で実施しております先進的な取り組みであるふるさとづくり寄附等については、県内外に広く周知をしてきているところでございますけれども、今回の制度改正にかかわる部分につきましても、ホームページ等開設しながらとり進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、ふるさと会、あるいは町の広報誌等通じながら、町民に対して今回のふるさと納税制度の趣旨等についてPRをしていきたいというふうに考えております。

今回のふるさと納税制度の部分については、葛巻町の住民、住んでいる方々が、例えば自分が住んでいる、自分が生まれ育ったところに寄附をしたい場合に、町住民税等の税額控除を受けられるというふうな形になるものでございますし、他市町村でも同じような形で条例改正がなされているものでございます。従いまして、今まで我々葛巻町が積極的に他市町村に先駆けて取り組んできたふるさとづくり基金をベースにしながら、さらに全国に取り組み等を紹介しながら情報発信をしまいたいというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

せっかくふるさと納税寄附金を頂戴した場合のお金の管理と申しますか、そういったような部分については、どのような形で管理していく計画なのか。寄附条例では基金に積み立てでしたか、そういうような感じでやっていますよね。こういったような、それ以外の部分について、こういったような寄附があったような場合の管理体系はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

基金で管理する部分と、いわゆる一般的な寄附については、これまでのような寄附金の形での予算措置等をなされてきているわけでございますけれども、基本的な考え方としては、基金管理と同じような形での運用と申しますか、そういうものが今後求められてくるものというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（村上久男君）

寄附金をいただいた場合の手続き等の関係につきまして、ちょっとお話をさせていただきますが、この制度は寄附金をなされた方々が控除を受ける場合に申告をして控除を受けるということになっておりますが、当町といたしましては、まず寄附金をいただいた場合に会計管理者の領収書を発行いたしまして、公金として管理をしているものでございまして、この領収書をもちまして、翌年度には申告をして控除していただくというふうな内容になるものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）



ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

次に日程第3、議案第3号、平成20年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

それでは7ページから入らせていただきたいと思います。3点くらいずつ絞って質問をさせていただきます。

最初に歳入の民生費の国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等の交付金で15,000,000円歳入になってございます。これがまた、歳出の方ではそのまま15,000,000円出ているような感じがいたします。先ほどの説明では敬仁会の小規模多機能型居宅介護施設というふうに伺っておりましたけれども、この施設は初めての施設ではないのかなというふうに思われます。そこで、この介護施設の中身ですね、どういったような施設なのか。そしてまた、利用対象になる方々が、どのような方々になってくるのか。それからまた、介護施設というふうな名詞を使っておりますので、どのような介護サービスが受けられるのか。そういったようなところをお尋ねいたしたいと思いますし、それからまた、この場所はどこに建つのか。そしてまた、この施設で働く雇用体制は、もしお分かりでしたら、どのような形での雇用体制になっていくのか。そのあたりを最初にお伺いいたしたいと思います。

次に同じく歳入の繰越金でございしますが、今回の繰越金は前年度の繰越金ということで2億ちょっとというふうなことでございます。ご承知のとおり前年度は147,000,000円ほどの繰越金でございしますので、54,000,000円ほどの増要因になっているわけでございます。こういったようなところで、例年に比ばまして54,000,000円ほどの増の要因になっているわけでございますけれども、この54,000,000円の増要因の中身はどのような内訳になっているのかについてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、もう1点は諸収入の雑入の部分で、盛岡地方農業農村振興協議会業務委託料480,000円入ってございます。これも歳出の方でいきますと、多分農業委員会の事務局費ではないのかなというふうに思われますけれども、農地パトロール、これも新しい制

度ではないのかなと思われましても、この農地パトロール等々の内容について、どのような方々が、その職務内容等ですね、どのような職務をこなしていくのか。そしてまた、その人数は6人となっておりますけれども、どのような方々を対象に農地パトロールの非常勤職員をお願いしていくのか。まず、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（山形米蔵君）

1点目の交付金の内容、中身についてご説明申し上げますが、この地域介護・福祉空間整備交付金の内容でございますが、市町村が日常生活圏を対象といたしまして、葛巻町の場合は町域全体が生活圏というふうに位置付けられておりますけれども、その中で様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、面的整備計画を策定して、採択された場合に、その整備事業費に向けて交付される国の交付金でございます。

対象となるものが、今回の場合地域密着型サービス施設ということで、歳出でも計上しておりますが、事業を起こします小規模多機能型居宅介護施設というものでございます。

まず、この交付金は市町村が国から受け入れまして、その金額全額を事業主体に交付するというものでございます。今回は平成19年度で盛岡北部事務組合の方に指定の申請をしておりました医療法人敬仁会が整備する施設でございまして、この医療法人に対して交付することになっております。

なお、この小規模多機能型居宅介護施設につきましては、現在進められております介護保険第3期でございますが、第3期介護保険事業計画の期間内におきますところの地域密着型サービス整備計画7枠あるわけですが、この中の本町に割り当てられた1枠分ということで整備されるものでございます。

2点目の利用の対象の方でございますが、要支援、要介護の認定を受けた方が対象になるものでございまして、この小規模多機能型居宅介護事業の中身は、介護状態になっても住み慣れた地域の生活を24時間体制で支えるというのがコンセプトとなっております。まず、この事業所に登録した利用者に対しまして、通いサービス、それから訪問サービス、それと泊まりサービス、この三つのサービスを受けられるということでございまして、いつも通っている事業所の顔なじみのスタッフの皆様方から、必要なときは訪問、あるいは泊まったりして介護を受けられるという施設でございます。

今回の事業のあらましでございますが、この事業所に、まず利用者が登録することになっておりまして、登録定員が25人となっております。そのうち通い定員が15人、それから宿泊定員が9人、この定員の範囲内で利用できるというものになっております。

なお、当初の予定事業費でございますが約50,000,000円で、このうちの財源計画は、この交付金15,000,000円、そして残りが事業所さんの資金ということになっております。

それから職員についてでございますが、人員配置基準に基づきまして、介護支援専門

員、それから看護師、介護士、宿直員等、合わせて7、8人が必要となる人員となっております。

それから設置場所でございますが、計画によりますと今の医療法人敬仁会が経営いたします老健施設アットホーム隣接地というふうに伺っております。

**委員長（高宮一明君）**

総務企画課長。

**総務企画課長（野頭諭君）**

繰越金の例年より50,000,000円程度多くなっている内容について何かというご質問でございますけども、一つは職員給与費の部分でございます。時間外手当等、給与費の部分で13,000,000円程度、それから除雪経費で7,600,000円程度、それから介護保険事業部分で5,700,000円、それから小中学校の管理経費、あるいは教育振興費の部分で4,000,000円くらいになってございます。

それで、例年よりも多いということでございますが、ややもすると予算消的な部分で、これまで指摘された部分もありますけども、庁議等におきまして極力最小限の経費で最大の効果をあげるようにというふうな、各課にお願いをしておるところでございます。各課ともに経費の節減に努力した部分もこれに加わるものでございます。以上でございます。

**委員長（高宮一明君）**

農業委員会事務局長。

**農業委員会事務局長（荒谷重君）**

3点目の農地等利用適正化推進事業についてお答えします。

近年の農業情勢につきましてはご案内のとおりかと思いますが、農業従事者の高齢化、さらには担い手の不足等によりまして遊休農地が増加傾向にあるわけでございます。そういった中で、国では今年度から5か年以内を目指しまして、遊休農地のゼロを目指しているところでございます。それに伴いまして、当農業委員会といたしましても、国の担い手サポート事業を活用しまして、先ほどご質問ありました盛岡地方農業振興協議会、これは盛岡地方振興局管内の公所、あるいは農業団体で構成されているところでございますが、この委託事業としまして、今回この事業に取り組むものでございます。

内容につきましては、農地のパトロール、それによります耕作放棄地実態調査、あるいはその解消に取り組むものでございます。農地パトロールにつきましては6人、3地区を想定してございますが、合わせますと18人になるわけでございますが、農業委員の皆さんを予定してございます。それぞれ農業委員2人、あと事務局1名の3人体制で町内全域の実態調査を行いたいと思っております。

さらに、その解消策といたしまして、町内2か所ほど展示圃を設けまして、そばの作付け、あるいは景観作物等を作付けしながら、その解消、そして町内の皆さん、農家の

皆さんに周知を図っていきたいというようなものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それでは第1点に地域介護の方でお尋ねをいたしたいと思います。

そういたしますと、この名称は大変長く、なかなか理解もしづらいような介護施設なわけではございますが、例えば現在行っているデイサービスとか、デイケア、これの入所が入らないような形での介護施設なのかなと、今の説明では受けましたけども、その辺のあたりはいかがでしょうか。そうしますと、先ほど登録は25人、通所は15人といえますと、現在の制度に、こういったような方々がサービスを受けられ、さらに入所で最高9人が受けられるというふうな形の内容なのでしょうか。

それからまた、こういったような施設が整備される部分については、町の関係機関で整備する際には、ほとんどが町からの助成措置もあるような感じがしているわけではございますが、この部分については全くの民間というふうな形でございますけども、こういったような場合の施設整備の部分については、町からの助成措置は今回の補正予算には載っていないわけでございますけども、その点はいかがでございましょうか。その辺について、まず、この介護施設についてはお伺いをいたしたいなど、このように思っております。

それから、繰越金からそれぞれ基金の方に積み立てをするというふうな形になっているわけでございますが、この積み立て内容も現時点では財政調整基金で560,000,000円ほど、町債減債基金で190,000,000円近い金額になりますか、あと地域づくりにも150,000,000円近い、このような財政状況になってくるわけでございますけども、一時期に比べますと、この財政調整基金も底をつくような形ではございますけども、一応は560,000,000円ほどの積み立てになっておりまして、主要3基金で、それぞれの形では多いとは言わないまでも、このくらいまで回復してきたなどというふうには思っております。この基金の今後の見通し、さらにこれに上積みされるような財政状況になっていくのか、逆に、これから取り崩しなども見込まれるようなものがありましたならば、その内容についてお知らせをいただきたいなど、このように思います。

それから農地の適正化の推進事業につきましては、遊休農地のゼロ化というふうなことを主目的に、このように制度を導入するというふうなことのようにございます。

単価でございますが、5,000円というふうなことで、農業委員の方々にお願いしたいというふうなことでございますけども、単価、これは1回きりの単価のような感じがいたしますけども、こういったようなところでパトロールが十分できるのか、その辺の事情をお聞かせいただきたいなど、このように思っております。せっかく作っても一過性のもので、1回きりで終わってしまえば、あまり遊休地のゼロ化にもつながらないような感じがいたしますので、あえてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課課長（山形米蔵君）

この小規模多機能型介護施設は、平成18年の改正介護保険法によって新しくできたものでございまして、先ほども申し上げましたけれども、介護が必要になった高齢の方が今までの人間関係とか、地域での環境を変えることなく維持しながら、通いを中心に訪問を受けたり、あるいは必要によっては宿泊したりという、この三つのサービスが一つとなった形態のものでございまして、24時間切れ間なくのサービスが受けられるというのが大きな特徴となっております。ですから例えば、ある日デイサービスで帰ってきて、その夜何かあった場合も訪問等を受けられるというようなこと等も考えられるわけですし、先ほど申し上げましたとおり24時間通したサービスが受けられると。

それから登録制、25人という定員となっておりますので、常に利用する方もいつも同じ顔ぶれというようなことになろうかと思いますが、家族的な雰囲気の中で、そしてスタッフ、お世話する職員の方々が同じ方でございますので、そういう面でも安心してサービスが受けられるというような、こういうものが施設の特徴となっております。

それから、2点目の町の助成の件でございますが、15,000,000円という定額の交付金でございますが、これについては、よその市町村等の、先に設置した施設を見ましても、ほぼ事業所が単独で行っていると、あるいはそれらの事業主体が別の介護施設を運営したりして、いわゆるサブといいますか、本体があって、その従属ではありませんけれども、サテライト的な施設として運営されているというようなことを伺っております。

また、今回は新設の計画でございますが、先に設置している事業所を見ますと、例えば既にある工場跡地とか、あるいは公共施設の利用されていないところを改修したりとかというようなことで、大体この交付金等を中心にして事業費を賄っているというようなことも例としてあげられております。現在のところ、そういうふうには助成の方は考えておりませんが、今後また事業主体等から何かあった場合は、要望等あった場合は検討させていただくというようにしております。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

2点目の基金の今後の見通しということでございますが、これについてお答え申し上げますが、現在県下の市町村、あるいは町村との比較という部分で、若干お話しさせていただきませんが、市町村の県下の平均は標準財政規模に対して12パーセント程度、10パーセントちょっとということでございますし、それから市町村全体からしますと20パーセント、21パーセント程度になっておるところでございます。

そういう中で当町の状況でございますが、現在20パーセント近くになっておるところでございます。5億円というのが20パーセント近くになっておるわけでございます。

が、そういう中でもう一つ、今後の見込みでございますが、今度の7月に交付税等が確定になりますが、これらについても、これまでの状況等を勘案しながら、できるだけ歳入欠陥にならないようにという部分を念頭におきながら交付税等の算定もしておるところでございますので、そういう中で期待しているところでございますが、上回るような状況といたしますか、予算より上回るような状況となりますと、さらに9月の補正等においても若干の積み上げといたしますか、積み立てをできるのではないかなど、このように思っております、今お話ありますように県下の平均は20パーセントということになりますと、うちの方の場合35億が標準財政規模でございますので、約7億程度がひとつの、市町村全体としての標準というような、平均的な積み立てしている額ということになりますので、その辺を目途に、ひとつ基金の積み立て等も考えながら財政運営を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

**委員長（高宮一明君）**

農業委員会事務局長。

**農業委員会事務局長（荒谷重君）**

農地のパトロールについてでございます。正に今回の部分は、報酬5,000円×6人の予算で審議いただいているところでございますが、単に1回だけ、今回だけですと、次につながらないのは当然でございます。そういった中で今回実態を調査いたしました中で、今後の具体的な解消策に向けて取り組んでいきたいと思っております。これにつきましては、今回の調査を踏まえまして、農家にどういった耕地、場所があるのかというような面を図面に起こしまして、農林環境エネルギー課等々とも連携をしながら農家に周知してまいりたいと思っております。

何よりも大事なものは、農地を荒らさずに、最も基本的な理念でございますので、農業者始め、町民の皆さんにも共有しながら努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

**委員長（高宮一明君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

この地域介護の方で、ちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。先ほど私聞き漏らしたかもしれませんが、開設時期について、もう一度お尋ねをいたしたいと思っております。

それからまた、葛巻町の人口割にして、介護施設、今いろいろな施設が、老健とか、それからまた、誠心会の経営する特養などもあるわけでございますが、この介護施設は、今回このような居宅介護施設が入ったことによりましてサービスが充実してくるわけではございますが、人口割にした介護施設の整備状況は、葛巻は他町村と比べて、どのような状況と考えるのか。

それからまた、今回のこの施設は第3期の介護保険の事業計画と、先ほどご説明を受

けましたけども今後第4期、第5期と、こういうようなものが続いていくかと思われま  
すけども、こういったような介護施設の見通しはどのような形になっているのか。この  
ようなことを、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

それからまた、新しい質問の方に入らせていただきたいと思います。7ページの保  
健事業の市町村補助金で、555,000円ほど入っております。歳出の方では9ページに  
後期高齢者の特定健康診査300人分というふうな説明を受けましたけども、広域連合か  
らこういったようなものがくるというふうなことです。これも予算状況を見ますと、  
新しい事業なようなことになっておりますけども、後期高齢者の方々に、どのような具  
体的な健康診査を進めていかれるのか。その内容についてお尋ねをいたしたいなど、こ  
のように思います。

それから8ページの住民税の還付金、今回非常に還付金が、7,400,000円ほどの多額  
の補正予算がなりまして、先ほどの説明では所得税から町民税の税源移譲に伴う290  
人ほどの対象がおられますよというふうなことでございますが、もう少し住民税の還付  
金の、この7,400,000円の還付、どのような方々に対象になっていくのか、もう少し詳  
しい中身についてお知らせをいただきたいなど、このように思っております。

次に12ページの校舎等の維持修繕工事、7,000,000円今回このように補正が出てお  
ります。説明によりますと吉ヶ沢小、小屋瀬小、江川小というふうな説明を受け、簡易  
水洗というふうなことでございますが、学校に係る、こういったようなトイレ等に係る  
衛生状況が、こういったような部分では、かなり向上するものと思われますけども、今  
回の補正で、水洗化については全部終了するものか。まだどこかの学校が残っておられ  
るのか、その状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

#### 委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（山形米蔵君）

この小規模多機能型居宅介護施設の開設時期につきましては、平成21年の4月を目  
標としておりまして、今年度末、21年3月末日をもって、盛岡北部行政事務組合の方  
から指定されるという予定になっております。

それから、今回の施設の設置を含めた葛巻町の介護施設等の状況、そして他の市町村  
と比べた場合の、この施設の整備状況というご質問でございますが、葛巻町にはご存じ  
のとおり介護老人保健施設、介護老人福祉施設、それから介護療養型医療施設と、こ  
ういった施設サービスの施設が三つ今ございます。加えて今回の小規模の施設が整うわけ  
ですが、それぞれ必要とする介護サービス、それに応じて利用者の方々が、それぞれの  
施設を望んでサービスを受けておられるわけでございますが、施設によっては待機され  
ている方もございますし、それから介護療養型の医療施設につきましては、23年度末  
をもって全廃されるというようなことから、こういう施設の老健等への転換計画等もご  
ざいます。

併せて来年度から始まります第4期の介護事業計画につきましては、これらの町内の

施設の転換、あるいは利用者の動向を見極めながら、今年度からでございますが、北部事務組合の方で構成市町村とともに、これからその策定が進められることになっております。

なお前年度で県の地域ケア整備構想も発表になっております。これらの分析、それから県等がこれから行っております介護療養病床等の転換の意向、医療機関に対する意向、それから県の介護保険の事業の支援計画もありますけども、これらを見極めながら、あるいは県とこういう情報を共有、あるいは交換しながら、今後の第4期の介護保険事業計画を策定することになろうかと思っております。

## 委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

## 住民会計課長（村上久男君）

一般会計諸収入のところで、保健事業市町村補助金 555,000 円歳入補正をお願いしているものでございますが、歳出におきましては4款衛生費の中の老人保健費の中で、後期高齢者特定健康診査 2,592,000 円ほど補正をお願いしているものでございます。今年度から後期高齢者を取り巻くいろいろな医療制度の改正等が行われてきたわけでございますが、今年度特定健診につきまして、75 歳以上の方々の健診につきましては、本来広域連合の方で行うか、市町村で行うか、いろいろ議論がされる中で、最終的に市町村が行うというふうなことが決定となりまして、今回補正をお願いするというふうな内容のものでございます。

内容につきましては1人当たり 8,610 円ほどかかるもので、単価契約をしているものでございますが、この後期高齢者の方々の健診内容につきましては、予防医学協会の方をお願いするというふうな、従来のものと変わりはないわけでございますが、9項目にわたりまして、身体測定から始まりまして、眼底、あるいは心電図等の検査を行ってきたものであります。この健康診査の今後につきましては検査結果を受けまして、それぞれ後期高齢者の方々が、かかりつけの医師等に健診結果を持って行きながら相談といえますか、医療的な内容につきまして指導を受けながら健康管理をしていくというふうな内容になるものでございますが、今回そういうふうなことで市町村でこの特定健診を75歳以上の方々を行うというふうな内容のものでございます。

それから、歳出諸費のところで町税過誤納金還付金ということで7,400,000 円ほど計上してございます。これは住民税の還付金ということですが、この内容につきましてご説明をさせていただきます。少々、私もなかなか理解するのに難しい内容だったのですが、まず一旦正確にお答えをしたいと思っておりますので、所得変動に係る経過処置ということで、国の方から通知文書がきております。

制度につきまして、ちょっと説明させていただきますが、これにつきましては国から地方へ税源が移譲されたということで、平成19年度住民税が増加いたしました。所得税が減るというふうな、これは定率ではありませんが、そういう傾向の措置があったわけでございますが、しかしながら所得税はその年の課税する内容につきまして、前年中



の所得によって課税となるわけではありますが、その課税内容につきまして、19年度の住民税は増額となって課税したわけですが、所得税につきましては本来19年度は減額した形、納税者の所得変動に応じて、所得が減った方々につきましては減額した形で課税するというふうなものになるものでございますが、しかしながら所得変動によりまして、所得が大幅に減って、所得税がかからなくなった方、あるいは所得税を減額する以上に所得税の課税額が減少した方々がございます。この方々について、税源移譲の年度に限り発生するものでございまして、この所得税を減額しなければならなかった方々に対して、平成20年度において、その分について還付をするというふうなものでございます。これは平成20年度に限り税源移譲によって発生するものでございますのでよろしくをお願いをしたいと思います。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

小学校施設の維持修繕事業につきまして、お答えをいたします。小屋瀬小学校、江川小学校、吉ヶ沢小学校、3校のトイレ改修をするということですが、3校とも複数のトイレがございまして、児童の減少等も考慮しまして、その中の1か所を水洗化するものでございます。これによりまして小学校5校、中学校3校すべてが水洗化されたこととなります。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

委員長(高宮一明君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

消防車のことでございますけども、これは何社から見積もりをもらって、このように決定されたのか。

それと町に18分団ありますけども、交換しなければならない消防車がどれくらい、ここ5か年間であるのかお聞きしたいと思っております。

委員長(高宮一明君)

総務企画課長。

**総務企画課長（野頭諭君）**

第1点目の指名業者等の関係でございますけども、7社で入札を執行したものでございます。

それから今後の消防車の更新等の計画についてのお尋ねでございますけども、本町のこれまでの消防車輛等の更新の目安については、おおむね20年経過を基準に進めてきたものでございますけども、今後におきましては21年度、可搬動力ポンプにつきましては9分団、昭和63年ころに購入したものでございますけども、21年以降の更新計画になってございます。次は6分団、平成元年の購入ということになってございます。順次20年目安で車輛の状況等を考慮しながら、今後計画的に更新をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**委員長（高宮一明君）**

姉帯委員。

**姉帯春治委員**

やっぱり特殊な車ですので、値段もかなり高いと思いますが、ただ、それぞれの地区に消防の造林があると思いますが、その件に対しても、そろそろ話し合いをもって、そして町が必要な部分については、ほとんど買って、皆さんからやっていただいておりますので、そのような考えも、そろそろ入っても良いのではないかと思いますけども、その点については副町長、どのように考えているものでしょうか。

**委員長（高宮一明君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

消防林の今後の活用といいますか、ご質問でございますが、これにつきましては今お話ありますように、今後各分団とも、そういう運用について協議しながら、今後の方針を決定して進めてまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

**委員長（高宮一明君）**

ほかに。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

姉帯委員の関連でもございますが、先ほど20年程度で更新を考えているというふうなことでございますが、自動車ポンプの場合と積載車の場合には多分違うのではないのかなと思うのですが、これは両者とも20年程度経過した部分については更新の対象にしているというようなお話でしょうか。今回の12分団については23年経過したという先ほど説明がございました。その辺の更新基準はどのような形になっているかについて伺いをいたしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）  
総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

先ほど姉帯議員にお答えしたところでございますけども、本町の場合は基本的には20年を基準に更新をしてきたものでございますので、今後とも、これらを目安に更新をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）  
柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどですね、自動車ポンプの場合も積載車の場合も同じ20年の基準で更新していくのでしょうか。確認の意味でお伺いいたします。

委員長（高宮一明君）  
総務企画課長。

総務企画課長（野頭諭君）

積載車、可搬動力ポンプ、自動車ポンプとも20年ということで、これまで進めてきたところでございます。

委員長（高宮一明君）  
ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

当局の方々は退席しても結構です。

なお、このあと第4会議室において請願審査と委員会発議案について協議しますの

で、移動願います。

( 第4会議室へ移動 )

( 閉会時刻 15時03分 )